

衆甲第 四

號の属 起案

昭和三十三年三月五日

決定

昭和

年

月

日

施行

昭和

年

月

日

昭和三十三年三月五日

内閣総理大臣

衆議院議長宛

二月四日衆初院第一五号を以て提出要求のあつた託附のうち出来のものを左記のとおり送付する。

託

第三項關係

解体兵器等ノ処理機構ニ關スル件

(三) 解体兵器等ノ処理機構ニ關スル件

連合軍ヨリ交付セラルベシ兵器ノ解体其ノ他ノ処理ニ對シテモ原則トシテ民間業會ニ其ノ実行ヲ一任スルモノトシ政府トシテハ右実行ヲ援助シ並ニ解体済資材ノ配分、本件処理ニ關スル收支等ノ事項ニ關シ所要ノ監督ヲ加ウル方針ノ下ニ左記ニ依リ措置スルモノトス

一、解体兵器処理ノ爲日本鋼管、日本製鉄、古河電氣、住友金屬、神戸製鋼其ノ他關係民間業者並ニ業者以外ノ者モ参加セシメタル委員會ヲ設置スルコト

二、右委員會ハ鉄鋼兵器ハ海上特攻兵器以外ノ海上ニ在ル艦艇ヲ除クハ及航空兵器ヲ一括シ取扱ヒ廢兵器ノ内務省ヨリノ受領、破碎、輸送、保管、解体済資材ノ処分ノ業務ヲ行ウモノトシ其ノ運用ニ當リテハ委員會ハ主トシテ計画及統制ニ當リ実行ハ代行機關ラシテ行フンムルモノトスルコト

三、鉄鋼兵器及航空兵器ニ付夫々地域ヲ分テ担任ノ代行者ヲ定ムルコト

- 一、右委員会ニハ事務局ヲ附置セシムルコト
- 一、解体兵器ハ内務省ヨリ右委員会ノ代行機関タル前記五社ニ対シ夫々拂下ゲルモノトスルコト
- 一、解体済資材ノ配分ニ付テハ需要者等ヨリ成ル特別委員会ヲ設置シ政府監督ノ下ニ処分ヲ決定セシムルコト
- 一、本件処理ニ関スル処理機関ノ收支ハフル計簿トシ政府ニ於テ之ヲ監督スルコト
- 一、処理機関ノ事業経費及損失ノ補償ニ付政府ニ於テ予算的ニ措置ヲ講ズルコト
- 一、解体兵器ノ破砕等ニ関シ処理機関ニ於テ適当と認ムル場合軍作業厂金属回收会社等ヲ利用スル様セシムルコト

備考

内務省ヨリ本処理機関ニ対シ拂下グベキ兵器ノ範囲ハ解体ヲ要スル廢兵器トシ其ノ具體的の内容ハ別途之ヲ定ムルモノトス

二一商整普第ニ〇号

昭和二十一年一月二十二日

商工省整理部長  
内務省調査部長

兵器処理委員会事務局長 殿

兵器処理委員会ノ推進育成並ニ  
経費ニ関スル件

聯合軍ヨリ返還セラル、特殊物件中兵器ノ処理ニ関シテハ其ノ特殊性ニ鑑ミ民主力遲滞シアリタルヲ以テ之ガ促進ノ爲特殊物件処理委員会ニ於テハ「解体兵器等ノ処理機構ニ関スル件」ヘニ、一、二、三、ヲ決定シ適格ナル民間業者ヲ選定シ之等ヲシテ兵器処理委員会ヲ設立セシメタリ  
最近ニ到リ同委員会ハ地方機構ノ整備等モ進捗シ遂次実働ヲ開始シタル処

兵器ノ保管 監守 聯合軍下ノ連絡 解体処理ニ伴フ輸送 勞務等官廣ノ  
強カナル支援ヲ要スルモノアリ 然ルニ往々ニシテ同委員会ノ業務ヲ恰モ  
一營利会社ノ業務ナルガ如ク誤解サレ居ル向ナシトセザル様反聞サルモ  
斯クテハ急速処理ヲ要スル本事業ノ遂行ニ重大支障アルヘキニ付各地方  
ニ於テハ管下所在ノ委員会ノ実行機關ヲシテ積極的ニ推進育成且活用セラ  
レ広汎多岐ニ亘ル兵器ノ処理ニ遺憾ナキヲ期セラレ度  
尚兵器処理委員会ハ政府ノ代行機關トシテ兵器ノ解体等武装解除ニ屬スル  
如キ業務ヲ担当スルモノナル關係上当初ハ委員会ノ經費支弁ニ就テハ政府  
ニ於テ予算的措置ヲ講ズル等ノ事ニ付キ考慮シアリタルモ財政上右措置ノ  
実行ハ至難ナル現況ニ鑑ミ兵器処分ニヨル收入ヲ以テ其ノ支出ヲ償ハシメ  
赤字ヲ出サザル如ク運営セシメツ、アリ従ツテ同委員会ヲシテ受領セシム  
ベキ兵器ノ範圍ハ二〇總発第一〇一九号ヘ二〇、一、一九、通牒第一  
項ニ明示セル如ク処理セシムル方針ニ付石趣旨了承ノ上現地指導方相煩シ  
度

追而、兵器処理委員会ノ經費ニ關スル件ニ及テ売却物件ノ価格決定方針  
ニ就テハ大藏省 内務省ト協議ノ上別紙ノ通り決定實施シ居ルニ付爲参考  
添付ス

兵器処理委員会経費ニ関スル件

二〇一三

兵器処理班

- 一 兵器処理委員会ハニ。総務第一〇一九号商工省総務局長。内務省調査部長連名通牒ノ「兵器処理委員会ヲシテ受領セシムベキ物件ノ範圍ノ件」ニヨル廃兵器ノ解体作業及解体作業ニヨリ生シタル物件ノ処理ヲ行フモノトシ右ニ要スル経費ニ関シテハ次ノ方針ニ依ル
- 二 解体スベキ廃兵器ハ内務省ヨリ兵器処理委員会ニ拂下グルモノトス
- 三 委員会ガ政府ニ納入スベキ拂渡價格ハ委員会ガ事務終了ノ後計算決定スルモノトス

四 委員会ノ経理ハ特別会計処理要綱ニ依ル

五 委員会ノ事業ハ第一項ノ物件全般ヲ処理シ其ノ経費ハ收入ノ範圍内トス  
六 物件ノ價格ハ「売却物件ノ價格決定方針」ニ依ル

売却物件ノ價格決定ノ方針

一 廢兵器解体ニ依リ売却スル物件ヲ轉活用スベキ物件ハ第一種物件ト称ス  
二 ト原料トシテ使用スル原料物件ハ第二種物件ト称ス  
三 トノ二種ニ區別ス

二 物件ノ第一種物件第二種物件ノ區別ハ兵器処理委員会ニテ決定ス

三 売却物件ニ公定價格協定價格アルモノハ此ヲ以テ其ノ價格トス 又公定價格協定價格ナキ物件及公定價格協定價格ニ依ルヲ不適當トスル時ハ委員

員会ハ例外價格ヲ申請ノ上許可ヲ得テ同物件ノ價格トス

四 物件ノ價ハ総テ現場没トス

五 價格決定ノ事務ハ兵器処理委員会之ヲ為ス

衆甲第 四 號

案 起 昭和二十三年三月十一日 決 昭和 年 月 日 施 行 昭和 年 月 日

7

昭和二十三年三月十一日

内閣總理大臣

衆議院議長宛

二月四日附衆議院第一五号を以て提出要求のあつた記録のうち出來のものを左記のとおり送付する。

記